

大津市議会ミッションロードマップ2019

(議会版実行計画)

令和元年9月

大津市議会

～議会の責任と実行～

「市民に分かりやすい 開かれた議会」を目指して

1 大津市議会ミッションロードマップ2019の策定について

「大津市議会ミッションロードマップ」は、2015年（平成27年）10月に全国初の議員任期4年間を通して議会が行う政策立案と議会改革の実行計画として策定しました。その目的は以下のとおりです。

- ・2015年（平成27年）4月1日に施行した「大津市議会基本条例」（以下、「基本条例」）を、具現化すること
- ・議会活動に対する市民への説明責任を果たすこと
- ・市議会の見える化を図ること

ミッションロードマップの前提となる基本条例は、大津市議会（以下、「市議会」という。）が志す基本理念や基本方針などを定め、果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていくことの決意の現れとして制定したものです。また、基本条例は、これまで市議会が進めてきた議会改革の集大成と位置付け、その改革を明文化し改革の歩みを後退させないための市民との約束でもあります。

しかしながら、基本条例だけでは、二元的代表制の一翼を担う議事機関として、いつ、何を、どのようにして市民福祉の向上を図ろうとするのかが、市民の皆さんからは見えません。したがって、前任期において、市議会が将来にわたって実行しようとする政策や改革を工程化して「見える化」を図るとともに、計画に基づく成果を第三者評価することによって次期任期で検討すべき課題を抽出して申し送る仕組みを構築して、大津市議会における政策サイクルを確立しました。

今任期においても議会版実行計画として「大津市議会ミッションロードマップ2019」を策定し、議会活動の実行目標やその工程を任期当初に設定することで、議会活動に対する市民への説明責任を果たし、市議会の「見える化」の推進を図るものです。

2 大津市議会が掲げる基本理念と基本方針について

市議会では、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的として、「市民自治の観点から時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すこと」を基本理念としました。これは、地方分権時代に相応しい議会としての基本的な姿勢や考え方を示したもので、自主性と自立性を重んじた議会運営を行うとともに、市民の意見を踏まえて、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨を実現することを目指したものです。

また、この基本理念を実現するために、①二元的代表制の一翼を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。②市民に対し市政の課題などの情報を積極的に公開し、負託を受けた市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。の2つの基本方針を掲げ議会活動を実践するものです。

3 大津市議会の議会改革の取組について

市議会では、これまでも政策立案機能の強化、議会審議の活性化、議会活動の透明性の向上など議会活性化の取組を進め、積極的に議会改革を実行してきました。

〈議会改革の歩み（平成22年3月から平成31年3月まで）〉

年月	項目	内容
平成22年3月	大津市防災対策推進条例を制定	議員提案による初めての政策立案条例。学区自主防災会等との意見交換や先進地への視察等を経て自助・共助・公助の理念に基づく防災対策推進条例を約3年間かけて制定したもの
4月	議長交際費の公開	議会活動の透明性を高めるため、議長交際費の支出状況をホームページで公開するとともに議会事務局（H27.4.1から議会局）で閲覧を可能としたもの
6月	本会議での質問方式の見直し	本会議での議論を分かりやすくするため、従来の一括質問方式に加え、一問一答方式・分割質問方式を導入したもの
12月	議員定数の削減	議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数を40人から38人に削減したもの
平成23年4月	政務活動費に関する議長の是正命令権の付与	政務活動費の使途などについて、コンプライアンスの向上のため、議長に是正命令権を付与したもの
6月	政策検討会議の設置	議員提案による条例の制定や政策提言を行うため、全ての会派から選出された議員で構成する政策検討会議のスキームを制度設計したもの
11月	龍谷大学とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、龍谷大学とパートナーシップ協定を締結したもの
12月	大津市議会議員政治倫理条例を制定	市民と議員のより一層の信頼関係の確立に向け、9回の政策検討会議で積極的に議論し、議員提案により政治倫理条例を制定したもの
平成24年5月	傍聴人規則を改正・委員会等傍聴規程を制定	傍聴受付簿を廃止し、氏名や住所を書かなくても本会議と委員会を傍聴できるようにしたもの

年月	項目	内容
6月	予算決算常任委員会の設置	前年度の決算における審査結果を、次年度の予算編成に反映させるため、新たに予算決算常任委員会を設置したもの
平成25年2月	大津市子どものいじめの防止に関する条例を制定	いじめの根絶に向けた総合的な取組みを社会全体で進めるため、17回の政策検討会議で議論を重ね、議員提案によりいじめ防止条例を制定したもの
6月	通年議会の導入	毎年5月に開会し、翌年の4月末までの約1年間を会期とすることにより、災害などの突発的な事態や緊急の行政課題などに議会が主体となって本会議を開催し、速やかに補正予算などの議案審議を行える通年制を導入したもの
11月	議会報告会の実施	常任委員会単位で、市内4箇所において議会の活動状況や議会としての考え方、各常任委員会の所管事項などを報告する議会報告会を実施したもの
平成26年1月	立命館大学とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、2校目となる立命館大学とパートナーシップ協定を締結したもの
2月	大津市議会会議条例を制定	会議規則を廃止し、新たに会議条例として条例化することにより、市民権利の保障、議会の特異な法体系の解消、議会運営の「見える化」などを実現したもの
3月	個別賛否表示システムの導入	個別賛否表示システムを導入し、採決の個別賛否を大型スクリーンやインターネット議会中継の画面に表示したもの
	議会BCP（業務継続計画）の策定	大規模地震などの非常時においても、議会としての機能維持を図るために必要となる組織体制や、議員の行動基準などを定めたもの
4月	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とパートナーシップ協定を締結	大学の知的資源を議会改革に活用し、政策立案機能の強化と人材育成を行うため、3校目となる同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科とパートナーシップ協定を締結したもの
11月	タブレット端末の導入	議会関連資料を電子化するペーパーレス化、文書の保存及び管理の効率化並びに議会運営の効率化を図るためタブレット端末を導入したもの
平成27年3月	大津市議会基本条例を制定	市議会が進めてきた議会改革の集大成として、また、改革の歩みを後退させない市民との約束として、市議会が志す基本理念や基本方針などを定めたもの

年月	項目	内容
3月	大津市災害等対策基本条例を制定	議会BCPの策定を踏まえ、議会の役割と責務を明確にする中で、災害と危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目指し、必要な規定を定めたもの
5月	予算常任委員会及び決算常任委員会の設置	議会審議の透明性向上のため、予算決算常任委員会を予算常任委員会及び決算常任委員会に分割し、決算常任委員会には議会選出の監査委員を除く改正をしたもの
8月	政務活動費のホームページ上における全面公開	これまでに公開していた収支報告書に加えて、出納簿、支出伝票、領収書、視察報告書など政務活動費に係る全ての書類（個人情報等非公開部分を除く。）をホームページに公開するもの
9月	大津市議会ミッションロードマップ（議会版実行計画）の策定	基本条例を具現化するため、議員任期中4年間における議会活動の実行目標やその工程を任期当初に設定し、公表したもの
平成28年3月	大津市がん対策推進条例を制定	市民への意識啓発としてがんの予防、早期発見を推進するとともに、がん対策に取り組む行動理念等を定めたもの
3月	大学図書館・市立図書館との連携	龍谷大学図書館の深草・瀬田・大宮の3図書館の約210万冊の蔵書の利用及び議員からの文献に関するレファレンスサービスの利用を開始したもの
5月	議長立候補制、所信表明、議長記者会見の実施	議長選出に係る立候補制及び所信表明並びに適宜の議長記者会見の実施について、その手続き・運用を決定し、運用を開始したもの
8月	近隣市議会との広域連携開始	議長の所信に基づき、共通の政策課題を抱える近隣他市議会と議会相互の意見交換の場を設けたもの
9月	議決事件の検証（拡大）	「議決事件」に加えて、「関連事項（市長への専決処分の委任事項、議会の議決を要する契約等）」についても一体的に検証し、国土利用計画や行政改革大綱、教育大綱等を議決対象に追加したもの
平成29年3月	議会図書室の拡充（完了）	図書室（サロン含む。）のハード整備に加え、新たな図書や書架・パソコンデスク等を購入、行政情報の検索サービスを導入するなど、図書環境の充実を図ったもの
3月	大津市議会意思決定条例を制定	議会の意思決定の機動性の確保、手続の明確化を目的に、事案にあわせ「議決」、「議長決定」、「議運決定」の3分類することによって、全てを議決に拠らずとも機関意思決定できるようにしたもの

年月	項目	内容
4月	議会ユーチューブチャンネルを開 設	議会の取り組みを知っていただくため、本会議や委員会等の様子を取材・編集し、ニュース形式 で紹介を開始したもの
10月	女子学生議会の開催	議長の所信に基づき、執行部役となった議員が、女子学生からの提案に応える模擬議会として実 施したもの
平成30年3月	議会における行政評価	執行部の行政評価とは別に、議会として政策や事業の費用対効果、市民ニーズとの整合性などを 評価することで、監視機関としての役割を果たすため、制度構築したもの
3月	議会活動の評価制度の構築	議会としての自主性・自律性を基本に評価制度を検討し、議会の見える化の推進と議員活動の活 性化を図るため制度構築を行ったもの（議会自らと外部有識者による評価・検証）
4月	草津市議会との包括的な連携協定 の締結	広域景観の保全を契機に、両市議会連携推進会議を設置、要望活動などを実施し、成果を得られ たことから、協力関係を継続的なものとするため、包括的な連携協定を締結したもの
9月	（仮称）土地利用基本条例の制定 に向けた政策検討会議での協議	現行制度の運用における課題等について議論を重ね、条例の正副座長案を作成するも、条例制定 により目指した内容と既存制度との関係性の整理、条例制定に向けての課題整理におお相当な時 間を要することを踏まえ、条例制定は見送られたもの
10月	政策形成過程における住民参加の あり方検討（市長への提言）	「討論型世論調査」について調査・検討し、市長へ制度導入の提言を行ったもの
3月	若者の議会への関心と投票率向上 の仕組みづくり（執行機関へ提言）	議会への関心を高めるため、議会が主体的に取り組める事項として、議員による学校訪問を試行 実施したもの また、投票率向上に向けた政策提言を、教育長及び選挙管理委員会委員長に行ったもの
3月	議会活動に対する外部有識者によ る評価・検証の実施	これまでの大津市議会としての取り組み全般に関して、議会自らの検証と外部有識者（3大学教 授）による検証も実施し、今後の方向性やあり方について精査を行ったもの
	専門的知見を有する職能団体との 連携強化	大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市社会福祉協議会、大津市薬剤師会、大津市男女共同参 画推進団体連絡協議会との意見交換会を実施したもの

4 大津市議会ミッションロードマップ2019の対象期間について

ロードマップの対象期間は、今議員任期が令和元年5月1日から令和5年4月30日までであることを踏まえ、令和元年10月1日から令和5年3月31日までとします。なお、次期のロードマップについては、次期の市議会で検討されることではありますが、当該ロードマップの評価・検証を踏まえ、新たなロードマップとして策定されることが望ましいと考えます。

5 大津市議会ミッションロードマップ2019の策定方法について

ロードマップの策定は、当該ロードマップの策定を目的に設置された政策検討会議※における協議を踏まえ、全議員への報告及び議会運営委員会における審議を経て、全会一致をもって策定したものです。

※政策検討会議は、資料編を参照

6 大津市議会ミッションロードマップ2019の実行テーマについて

ロードマップの実行テーマは、政策立案及び議会改革の分野において、それぞれ次の表に掲げるテーマを計画的に実行します。テーマは、基本条例の具現化に向け各会派から提案されたテーマ（※1）を共通性、市民性、緊急性、有益性及び提案数の5つの視点（※2）に基づき、正副座長において一定整理したものを、委員間で総合的に検討し、政策立案3テーマ、議会改革6テーマの計9テーマを選定したものです。

政策立案の実行テーマについて選定した理由は、以下のとおりです。

【公文書管理のあり方】

本テーマについては、4会派から提案されたものであり、公文書は市民共有の知的財産として位置づけられる。また、今般、市民生活に直接的影響を与える市政課題が山積しており、執行機関における意思決定等に対する市民の関心は非常に高い。さらに市政に関する市民の知る権利については、将来にわたっても保障されるべきものであることから、本テーマを実行テーマとして選定した。

【歯と口腔の健康づくり】

本テーマについては、前期の実行テーマとして取り組んできた、「専門的知見を有する職能団体との連携強化」において「大津市歯科医師会」との意見交換を実施する中でその重要性について議会内で共通理解を深めてきた。また、本テーマについては、若年から高齢者までを対象とする問題であり、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸といった市民にとっても関心の高いものである。さらに、人口減少・超高齢化の局面に入中、本テーマは、市民福祉の向上に大きく寄与するものと判断し、実行テーマとして選定した。

【若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり】

本テーマについては、2会派から提案され、前期からの取り組みテーマである。前期の議論において、「議員による学校訪問（授業）」等について、議会全体として実施していくことが求められていると明記されたところである。また、選挙毎に投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率は、他の世代に比べ著しく低い状況となっており、市民にとっても今日的課題となっている。二元代表制を担う市議会としても、こうした状況を改善する取り組みを継続していくことにより、真の地方自治の実現を目指すため、本テーマを実行テーマとして選定した。

議会改革の実行テーマについて選定した理由は、以下のとおりです。

【広報のあり方検証】

本テーマについては、前期からの申し送り事項であり、広報広聴機能の充実を図ることは、市民に開かれた議会として取り組むべき課題であり、実行テーマとして選定した。

【委員会のインターネット中継】

本テーマについては、前期からの申し送り事項であり、広報広聴機能の充実を図ることは、市民に開かれた議会として取り組むべき課題であり、実行テーマとして選定した。

【聴覚障害者用モニターを設置】

本テーマについては、市において、手話言語条例が施行されており、聴覚障害者への配慮やA I 技術の進歩等を考慮し、また、市民に開かれた議会として取り組むべき課題であり、実行テーマとして選定した。

【政策形成過程における市民意見の反映】

本テーマについては、前期からの申し送り事項であり、議会への市民参加の機会の充実を図ることは、市民に開かれた議会として取り組むべき課題であり、実行テーマとして選定した。

【議員提案条例や議会からの提案内容の検証手法構築】

本テーマについては、2会派から提案され、また、前期からの申し送り事項であり、議会としてのチェック機能強化や常任委員会等の活性化が図られると見込まれることから、実行テーマとして選定した。

【議会活動評価制度の見直し】、【議会活動の評価】

本テーマについては、会派提案は無かったが、ミッションロードマップの重要な役割である評価制度の見直しは、前期からの申し送り事項であり、また、継続的な評価は議会活動のレベル向上を実現させるためには必要不可欠な取り組みであり、実行テーマとして選定した。

(※1) 各会派から提案されたテーマは、資料編を参照

(※2) 選定の視点

- (1) 共通性・・・議会全体として取り組むべき程度
- (2) 市民性・・・市民生活への反映・影響の程度
- (3) 緊急性・・・市民生活・市政（課題）における当該テーマに係る緊急度
- (4) 有益性・・・市民生活・市政（課題）における当該テーマの果たす有効性・必要性の程度
- (5) 提案数・・・テーマを提出した会派数

〈ロードマップの実行テーマ 全体工程表〉

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案		公文書管理のあり方		
			歯と口腔の健康づくり	
		若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり		
議会改革		広報のあり方検証		
		議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築		
		政策形成過程における市民意見の反映		
		委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置		
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	公文書管理のあり方	<p>市の諸活動の記録である公文書は、市民共有の知的財産であり、市民が主体的に利用し得るものである。</p> <p>公文書の適正な管理や利用等により、市政が適正かつ効率的に運用されるようになるとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動が現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようになることを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条
	歯と口腔の健康づくり	<p>歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことができないものとなっている。</p> <p>歯及び口腔の健康を生涯にわたり守ることにより、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条

大分類	テーマ (項目)	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	前期において、投票率向上のための提言や議会が主体的に取り組む主権者教育について実践してきた。引き続き、若者の議会・政治への関心を高めるための方策を議会として検討、実践していくとともに、特に若年有権者の声を市政に反映させる仕組みについて検討するもの	政									第4条 第17条
議会改革	広報のあり方検証	市民に開かれた議会を実現するため、これまでからも議会だよりやインターネットなど多様な媒体を活用してきた。さらに議会への市民の関心が高まるよう掲載内容の見直しや新たな媒体の活用等について検討するもの	広 十 局									第5条 第15条 第21条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	政策形成過程における市民意見の反映	市民に開かれた議会を実現するため、これまでから職能団体等との連携強化や請願者から直接趣旨説明を聴く機会の確保に努めてきた。更なる市民福祉の向上を目指し、議会からの政策立案する過程において市民の意見が反映できる仕組みについて検討するもの	議十局									第14条 第21条
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	条例制定や提言後、一定期間経過した案件について、内容や執行機関での取り組み等を検証し、必要な措置を講ずる仕組みの構築を図るもの	政									第4条 第5条 第21条
	委員会へのインターネット中継の導入 議場傍聴席への聴覚障害者用モニターの導入	市民に開かれた議会、聴覚障害者に配慮した議会の実現及びAI技術の活用を図るもの	議十局									第4条 第5条 第21条
	議会活動評価制度の見直し	前期の外部有識者による評価・検証において、「可能なかぎり指標化するなどの改善と工夫が必要」との指摘を受けており、議会改革を持続可能なものとするため、評価制度について見直しを図るもの	議十局									第5条 第21条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	議会活動の評価	前期において、議会の見える化の推進、議員活動の活性化を目的に議会活動について評価・検証を行った。議会改革を持続可能なものとするため、新たな評価制度に基づき、評価・検証を実施するもの	議十局									第5条 第21条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

局 → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

7 大津市議会ミッションロードマップ2019の進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

資料編

1 政策検討会議委員及び会議経過

(委員名簿)

会 派 名	名 前	備考
湖誠会	津 田 新 三	座長
	草 野 聖 地	
新和会	八 田 憲 児	副座長
日本共産党大津市会議員団	杉 浦 智 子	
大津市議会公明党議員団	高 橋 健 二	
市民ネット21	船 本 力	
協生会	出 町 明 美	
清正会	谷 祐 治	

(会議経過)

回数	日時	内容
1	R1.6.5	1. 正副座長及び委員の紹介について 2. 今回策定の「ミッションロードマップ」の名称について 3. スケジュールの確認について 4. 申し送り事項等についての協議について 5. 各会派での意見集約について 6. 次回の日程について
2	R1.6.26	1. 申し送り事項等の方向性について 2. 各会派提案テーマについて 3. 次回の日程について
3	R1.7.8	1. 申し送り事項等の方向性について 2. 個別（実行）テーマの選定について 3. 次回の日程について
4	R1.7.31	1. ミッションロードマップ（正副座長案）について 2. 次回の日程について
5	R1.8.23	1. ミッションロードマップ（案）について

政策検討会議全体会 令和元年9月2日

2 各会派から提案されたテーマ

通番	会派名(番)	個別テーマ	分野	備考
1	湖誠会①	新しい地域自治のための支援	政策立案	
2	湖誠会②	持続可能な道路維持管理	政策立案	
3	湖誠会③	公共資産の有効活用	政策立案	
4	湖誠会④	公文書管理の徹底	政策立案	新③、共①、市②
5	湖誠会⑤	スポーツ対策推進	政策立案	
6	湖誠会⑥	議員の情報取り扱いガイドライン	議会改革	
7	新和会①	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	政策立案	市①
8	新和会②	市民参加の仕組みづくり	政策立案	
9	新和会③	情報公開、共有のあり方	政策立案	湖④、共①、市②
10	新和会④	交通安全対策	政策立案	
11	新和会⑤	広報の有効性の検証	議会改革	
12	新和会⑥	議員提案条例や議会からの提言内容の検証	議会改革	市④
13	新和会⑦	委員会へのインターネット中継の導入	議会改革	
14	新和会⑧	傍聴席への聴覚障害者用モニターの設置	議会改革	
15	共産党①	公文書のあり方	政策立案	湖④、新③、市②
16	共産党②	公契約内容の検討	政策立案	
17	共産党③	公共交通確保に向けた取り組み	政策立案	
18	共産党④	議会だよりのあり方	議会改革	
19	共産党⑤	行政視察・調査のあり方	議会改革	

通番	会派名(番)	個別テーマ	分野	備考
20	公明党①	児童虐待防止対策	政策立案	
21	公明党②	歯と口腔の健康づくり	政策立案	
22	公明党③	動物愛護の推進	政策立案	
23	市民ネ①	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	政策立案	新①
24	市民ネ②	公文書管理のあり方	政策立案	湖④、新③、共①
25	市民ネ③	政策形成過程の市民意見の反映	議会改革	
26	市民ネ④	議員提案条例や議会からの提言内容の検証	議会改革	新⑥
27	協生会①	感覚過敏等の特性に配慮した学校教育の推進	政策立案	
28	協生会②	ひきこもり等の社会的孤立解消のための伴走支援の推進	政策立案	
29	清正会①	大津市土地利用のあり方検討	政策立案	
計		29テーマ 内訳 政策立案 20 議会改革 9		

※会派名欄 共産党 ⇒ 日本共産党大津市会議員団、 公明党 ⇒ 大津市議会公明党議員団、 市民ネ ⇒ 市民ネット21

※備考欄 湖 ⇒ 湖誠会、 新 ⇒ 新和会、 共 ⇒ 日本共産党大津市会議員団、 市 ⇒ 市民ネット21

3 大津市議会基本条例

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第5条—第13条）

第3章 議会と市民との関係（第14条—第16条）

第4章 議会と市長等との関係（第17条—第20条）

第5章 議会の機能強化等（第21条—第28条）

第6章 補則（第29条）

附則

大津市は古代、天智天皇が都を置いた地として古都指定を受けた都市であるとともに、父なる比良、比叡の山々、母なる琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の中で悠久の歴史と文化を育んできた。

明治31年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた。そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、大津市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、大津市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大津市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員（以下「議員」という。）及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（実質的的最高規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければな

らない。

(基本理念)

第3条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民に対する説明責務を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(議会活動実行計画野の策定)

第5条の2 議会は、この条例に掲げる規定を具現化するため、議会活動の実行目標、工程、期間等を定めた実行計画を策定するものとする。

2 議長は、これを公表する。

(災害時の議会対応)

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、大津市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第66号）で定める。

(議員定数)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、38人とする。

2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

(議員報酬)

第10条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。

2 前項の規定に基づく議員報酬については、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）で定める。

(会派)

第11条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）で定める。

(通年議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第14条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するものとする。

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

(会議の公開)

第16条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第17条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

(確認の機会の付与等)

第18条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行わなければならない。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができるものとする。

(議決事件の追加)

第19条 議会は、第4条第1号に規定する議決機関としての権能を最大限に発揮するため、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「会議条例」という。）で定める。

(議会の委任による専決処分)

第20条 議会は、議決権限の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、法第180条に規定する専決処分の事項を決めなければならない。

2 前項の規定に基づく議会の委任による専決処分については、会議条例で定める。

第5章 議会の機能強化等

(議会改革)

第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議条例、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

(他の地方公共団体の議会との連携)

第21条の2 議会は、他の地方公共団体の議会と共通する行政課題に対応するに当たっては、当該他の地方公共団体の議会と連携を図るよう努めるものとする。

(議員研修)

第22条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

(専門的知見等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の目的を達するため、大学等との連携の更なる推進に努めるものとする。

(附属機関等の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。

(議会局の設置及び体制強化)

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。

3 職員の定数は、大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の定めるところによる。

4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の措置に努めなければならない。

第6章 補則

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市議会議員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津市議会議員定数条例（平成13年条例第64号）
- (2) 大津市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年条例第17号）
- (3) 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成21年条例第25号）
- (4) 大津市議会事務局設置条例（昭和37年条例第34号）
- (5) 市長の専決処分事項に関する条例（昭和35年条例第1号）

(大津市議会政務活動費交付条例の一部改正)

3 大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を「大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）第11条第1項に規定する会派で、所属議員が1人の場合を含む。」に改める。

(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（平成28年6月6日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（平成30年6月4日）から施行する。